

金融庁長官・農水大臣・県知事に請願書を提出

「融資について厳正な調査と厳重な監督を！」

「場外舟券車券売場建設に反対する会」は去る八月二十八日、財務省近畿財務局、農林水産省近畿農政局、滋賀県庁に出向いて、金融庁長官、農林水産大臣、県知事に宛てた請願書をそれぞれ提出しました。

この請願書は滋賀銀行や農協系金

今年3月には日本中央競馬会が彦根不進出を正式に表明いたしました。しかし、新聞報道によれば場外馬券売場誘致団体の幹部は誘致活動を断念せず継続するとの意向を変えていないそうです。

当該誘致団体がギャンブル施設誘致を諦めない現状においては、私たち市民は安心して生活できないことからギャンブル施設誘致反対運動を継続せざるを得ない現状であります。

ところで当該建設予定用地には複数の債務者により抵当権、根抵当権が設定され、差押、仮差押物件が含ま

融機関がギャンブル施設誘致に絡み巨額の融資を行い焦げ付いている問題で、監督官庁に調査するよう求めると共に、今後は不正な融資が行われないよう指導監督を強めるよう求める内容になっています。

請願書の要旨は次の通りです。

まれており、これらの問題点については一昨年4月20日の衆議院国土交通委員会や同年6月29日の滋賀県議会で議論されたところです。

については、当該ギャンブル施設誘致に関する銀行や農協系金融機関からの融資が適法かつ適正なものであったかどうか厳正に調査をしていただくとともに、更なる融資が不正に行われないよう厳重に指導監督していただくよう請願いたします。

尚、調査結果および今後の対応策について回答いただくようあわせて請願いたします。

「今後の監督業務や検査に活用します」

金融庁長官宛て請願書を受け取った財務省近畿財務局金融監督第一課の上席調査官は次のように述べました。

「請願は請願法で誠意をもって処理する事になっていきますので誠意をもって受け止めさせて頂き、我々の権限内でやれることはやらせて頂きます。

銀行を監督している立場ですので金融機関の業務運営に問題があれば当然、是正等行う可能性がりますし、最悪の場合は業務停止命令を含むような厳しい処分を下す例も珍しくありません。

滋賀銀行にはすぐに請願書の内容を伝え、銀行に是正すべき点があれば是正を求めることに何のためらいもありません。今回いただいた情報は決しておろそかに扱うことなく、日常的に銀行を監督する中で活用させていただき、検査に入る場合には十分に活用させていただきます。」

また、請願書を受け取った近畿農政局検査課農協指導担当課長補佐と滋賀県農政課農業団体指導検査室長は夫々農協関係金融機関に対して法に基づいて検査と指導監督を行うと述べました。

原町のギャンブル施設誘致に絡んでは滋賀銀行や農協系金融機関等から何十億もの巨額融資が続けられ、その多くが焦げ付いていると言われています。これらの巨額融資を見逃してきた監督官庁に厳正な検査をするよう求めると共に、今後は厳重に指導監督するよう求める運動を強めていくことは、ギャンブル施設誘致を阻止するためには不可欠であるばかりでなく、もつとも有効な取り組みです。

これからも銀行、農協などがギャンブル施設へ不正な融資をしないようにあらゆる取り組みを強め、ギャンブル施設誘致の再燃を阻止しましょう。